

ている。賃金の水準は、他の施設との均衡を考慮して市・郡・区の長の許可によって決定することになっている。

<表10>は、<表5>の雇用中心の保護作業場で働いている障害者の月平均の賃金を示している表である。雇用中心の保護作業場で勤めている障害者は、全員で1,453人であるが、実際に賃金をもらっている障害者は、1,372人である。

障害者の月平均賃金は、最低賃金月額316,400 won 未満の場合が69.5%でほとんどを占めている。

ところで、賃金の支払い方法は、能力による支給が46.2%で最も多い。次は、正社員として月給制による支給が39.5%、パート・アルバイトのような日給が5.9%を占めている。また、利益がほとんどなく賃金を支払わないところも5.9%見られる。

そして、「保護作業場運営指針」では、障害者に作業場の事情に従って退職金を積立し、国民年金に加入することができるようになっているが、現

<表11> 賃金支給形態 (単位：ヶ所、%)

区 分	作業場数	比率 (%)
計	119	100.0
能力別	55	46.2
日 給	7	5.9
月給制	47	39.5
無賃金	7	5.9
無応答	3	2.5

(出所：重症障害者保護雇用活性化方案に関する研究、韓国障害者再活協会、1992)

在のような低賃金の状況では退職金の積立も、国民年金にも入ることができない。

保護作業場の役割が障害者に給料を払いながら就労機会を提供することなら、給料は最低賃金限度を越える程度保障しなければならない。現在、作業場の管理・運営、建築および装備購入の場合、国の補助金が使われているが、障害者の低賃金に対する補助ができずに、作業場の収入の範囲で支給するようになっている。

<表12>の自家生産と<表13>の下請生産の年

<表12> 自家生産による売上額 (単位：ヶ所、%)

年間総売上額	作業場数
計	41(100.0)
1000万 won 未満	8(19.5)
1000～5000万 won 未満	19(46.3)
5000～1億 won 未満	7(17.1)
1億以上	7(17.1)

(出所：職業再活施設運営実態調査、保健福祉部内部資料、1997)

<表13> 下請生産による売上額 (単位：ヶ所、%)

年間総売上額	作業場数
計	43(100.0)
1000万 won 未満	18(41.9)
1000～5000万 won 未満	12(27.9)
5000～1億 won 未満	8(18.6)
1億～5億 won 未満	5(11.6)
5億～10億 won 未満	—
10億 won 未満	—

(出所：職業再活施設運営実態調査、保健福祉部内部資料、1997)

間売上額を合わせると、作業場の売上額は、1000～5000万 won が36.9%で最も多く、以下、1000万 won 未満31.0%、5000～1億 won 17.9%、1億以上14.3%となっている。ほとんどの作業場の売上額は、5000万 won 未満を占めている。このように売上額がすくないので、保護作業場の運営における予算編成にも影響を与えている。保護作業場の中で55.4%が自体内の収益以外に国や自治体から予算補助を受けている²⁹⁾。つまり、多くの保護作業場は財政的に自立困難な状況である。

6. 保護作業所に対する支援

保護作業場は、毎年運営費に対する予算支援が行われている。

保護作業場の支援についてみると、1988年から1991年で投入した国費および地方費の支援は、総額 19,144,637 won で、国費 36.6%、地方費 34.0%、自負担29.3%を占めている。年度別にみると、88年度58億、89年48億 won、90年度56億 won となっている。91年度は、29億 won で5割程度減少された。この支援の中で作業場の運営費

29) 保健福祉部、前出、128頁。